

# 平成30年度 マンションアドバイザー利用助成制度

大規模修繕の検討に入る時期になったけれど、どんなことに気を付ければいいのかのだろうか？



管理費や修繕積立金の滞納があるけれど、どのように対応したらいいのだろうか？

(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターでは、マンションの管理や修繕について、基礎的なことを知りたい場合や、具体的に相談したい場合に、マンション管理士や一級建築士が皆様のお住まいのマンションで講座を開催したり、個別相談を受ける「マンション管理アドバイザー制度」「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を実施しています。

台東区では、上記の制度を利用した管理組合等に対して、派遣料の全額を助成しています。専門家の助言等を皆様のお住まいのマンションで受けられる貴重な機会ですので、ぜひご利用下さい。予算の範囲内の事業になりますので、年度途中で助成を終了することがあります。

「台東区マンションアドバイザー利用助成制度」についてのお問い合わせ

台東区 都市づくり部 住宅課 (台東区役所 5階10番)  
〒110-8615 台東区東上野4-5-6  
電話 03-5246-1468

「マンション管理アドバイザー制度」・「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の派遣申込等についてのお問い合わせ

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課  
〒150-8503 渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル  
電話 03-5466-2103

## 対象者

- ①分譲マンションの管理組合 (台東区マンション管理組合登録制度に登録している又は登録すること、管理組合がない場合はご相談下さい)
- ②賃貸マンションの所有者

## 助成制度の概要

対象事業	対象者	助成回数	助成金額
マンション管理アドバイザー制度 Aコース 講座編	①区内の分譲マンションの 管理組合の理事長（※1）  ②区内の賃貸マンション所 有者	1マンション 年1回	派遣料の全額 (税込 ※2)
マンション管理アドバイザー制度 Bコース 相談編		1マンション 年1回	
マンション建替え・改修アドバイザー制度 Aコース 入門編		1マンション 年1回	
マンション建替え・改修アドバイザー制度 Bコース 検討書の作成	上記の対象となるマンショ ンで、概ね築30年以上  1マンション 1回限り (※3)		

※1 区分所有者の代表でも申請は可能ですが、理事長からの委任状が必要です。管理組合がないマンションについては台東区にお問い合わせ下さい。

※2 テキスト・資料代・会場代や派遣のキャンセル料は助成しません。

※3 マンション建替え・改修アドバイザー制度 Bコースは1つのマンションにおいて、「B-1」、「B-2」、「B-3」のいずれか及びBオプションを1回限り助成します。

### ～（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの各アドバイザー制度の概要～

マンション管理アドバイザー制度	
<b>Aコース 講座編</b> （別途要テキスト代） 派遣料 各 14,040円	<b>Bコース 相談編</b> 派遣料 各 21,600円
1 マンション管理ガイドラインの解説	1 管理組合の設立、運営、管理規約等
2 長期修繕計画作成ガイドライン活用法	2 管理費、修繕積立金等の財務
3 管理委託の仕方	3 管理委託契約の契約等
4 計画修繕工事の進め方	4 修繕計画の作成や修繕積立金等の設定
5 滞納管理費・修繕積立金催促の仕方	5 ①修繕工事検討段階での相談
6 管理組合の設立の仕方	5 ②修繕工事準備段階での相談
	6 その他マンションの維持管理

マンション建替え・改修アドバイザー制度	
<b>Aコース 入門編</b> （別途要テキスト代） 派遣料 各14,040円	<b>Bコース 検討書の作成</b> 派遣料 87,480～527,040円
1 建替え入門	1 建替え・改修コース（6種類から選択）
2 老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明	2 建替えコース（3種類から選択）
3 合意形成の進め方	3 改修コース（2種類から選択）
4 改修によるマンション再生	Bオプション コース利用後、事業の契約をするまでの間に、定額で相談が出来るコース
Aオプション マンション敷地売却制度の説明	

各コースの詳しい内容は、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」）

という。)のパンフレットをご覧ください。

## 申込みの流れ

### 助成制度の利用申請

※派遣希望日の30日前までに、申請してください。

「マンションアドバイザー利用助成申請書」を住宅課へ提出してください。分譲マンションの場合は理事長名で申請します。区分所有者の代表者の場合は理事長の委任状が必要です。

※管理組合法人の登記をしていない場合は、理事長の個人印（スタンプ式不可）を使用。管理組合法人の登記をしている場合は、登記した際の印鑑を使用。



### 助成制度利用の決定

区が書類を審査し、制度利用の可否を決定します。承認の場合は、「承認通知書」をお送りします。



### 派遣申込・派遣料支払

まちづくりセンターへ「マンション管理アドバイザー制度」又は「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の派遣の申込、派遣料の支払いをする。

※派遣の申込・料金支払い・日程調整等は、まちづくりセンターに直接お問合せください。



### 派遣当日 アドバイザーが現地訪問し、講義や相談



### 完了報告、助成金の交付申請

制度利用後、下記の書類を台東区住宅課へ提出してください。

- ① マンションアドバイザー制度利用完了報告書
- ② マンションアドバイザー利用助成金交付申請書
- ③ まちづくりセンターが管理組合に発行している「マンション管理、建替え・改修アドバイザー派遣書」の写し
- ④ 派遣料領収書(または派遣料を支払った事実がわかる書類)の写し
- ⑤ 検討書の写し(建替え・改修アドバイザー制度Bコースを利用した場合のみ)
- ④・⑤は窓口で照合するため、原本も一緒にお持ちください。



### 助成金の交付決定

区が書類を審査し、助成金交付の可否を決定します。

交付決定の場合は、「交付決定通知書」「助成金請求書」「口座振替依頼書」をお送りします。



### 助成金の請求・交付

請求書・口座振替依頼書を住宅課へ提出してください。助成金を口座（申請者名義）に入金します。

## 申請書式について

台東区ホームページの下記ページから手引き、まちづくりセンターのパンフレット、申請書式がダウンロードできます。

[トップページ](#)>[暮らしのガイド](#)>[住宅・快適住まい](#)>[マンション施策](#)>[マンションアドバイザー利用助成制度](#)

## ご利用のQ&A

### Q. 1

管理アドバイザー制度は、Aコースが6講座、Bコースが7講座ありますが、同一年度内に全部利用しても助成されますか？

### A. 1

助成されません。Aコースのうち1講座、Bコースのうち1講座に対して助成します（オプション追加可）。同一年度（4月から翌年の3月までの1年間）に同じコースの中で複数の講座を利用した場合（例A-1とA-2を利用）、助成は1回だけです。

### Q. 2

10年前に建替え・改修アドバイザーのBコースの建替え・改修コースを利用し、助成を受けました。当時と状況が変わっているため、再度Bコースを受けたいが、助成されますか？

### A. 2

助成はできません。建替え・改修アドバイザーのBコースは、年度に関係なく1つのマンションにつき、1回限りとなります。

### Q. 3

同じマンションで、理事会と大規模修繕委員会があり、それぞれでこの制度を利用したいのですが、どちらも助成が受けられますか？

### A. 3

同じマンション内では、同じ年度内において各コース1回の助成となります。（※建替え・改修アドバイザーBコースは除く）

例えば、同じ年度内に、理事会が管理アドバイザー制度のB-1を、大規模修繕委員会が管理アドバイザー制度のB-5コースを利用した場合は、どちらか一方にしか助成できません。理事会が管理アドバイザー制度のB-1を、大規模修繕委員会が管理アドバイザーコースのA-4を利用した場合は、どちらも助成が受けられます。